　議員提出第１号議案

　　品川区議会委員会条例の一部を改正する条例

　上記の議案を地方自治法第１１２条および品川区議会会議規則第１４条第１項の規定により提出する。

　　令和６年３月２７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　提出者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　高　橋　伸　明　　若　林　ひろき

　　　　　　　　　　　　　　　　　　大　倉たかひろ　　せりざわ裕次郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　西　村　直　子　　こしば　　　新

　　　　　　　　　　　　　　　　　　こんの　孝　子　　塚　本よしひろ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　松　永よしひろ　　山　本やすゆき

　　　　　　　　　　　　　　　　　　須　貝　行　宏

　品川区議会議長

　　渡　辺　ゆういち　様

　　　品川区議会委員会条例の一部を改正する条例

　品川区議会委員会条例（昭和５３年品川区条例第４０号）の一部を次のように改正する。

　第２条第２項第１号ア中「企画部」を「企画経営部」に改め、同号イ中「総務部」を「区長室」に改め、同項第２号イ中「文化スポーツ振興部」を「文化観光スポーツ振興部」に改める。

　　　付　則

　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

　（説明）区の組織改正に伴い、常任委員会の所管事項に係る部の名称を改める必要がある。